長野県の最低賃金

★必ずチェック! 働く人と雇う人のためのルールです★

地域別最低賃金	時間額	効力発生日		長野県最低賃金は、
長 野 県最低賃金	1,061	令和7年 10月3日	長野県PRキャラクター「アルクマ」 ◎長野県アルクマ	長野県内の事業場で働く 全ての労働者に適用され ます。

以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,095	令和8年 1月1日	測量機械器具製造業、理化 学機械器具製造業及びこれ らの産業において管理、補 助的経済活動を行う事業所	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの 次に掲げる業務(これらの業務 のうち流れ作業の中で行う業務 を除く。)に主として従事する 者
はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具、自動車・同附属 品、船舶製造・修理業、 舶用機関製造業	1,105	令和7年 12月28日	ボイラ・原動機製造業、建設 用ショベルトラック毛糸手編機 機械製造業(毛糸計・ 連進を表すが、 は繊維機械製造業と、が、 は一次では、 は一次では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、 箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若し くは手持空圧・電動工具を使用 して行う熟練を要しない部品の 組立て又は加工の業務
各種商品小売業	1,061円	令和7年度の金額改正がないことから、令和7年10月3日から長野県最低賃金時間額1,061円が適用されます。		
印刷、製版業	1,061円			

それぞれの特定(産業別)最低賃金の適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務に該当する場合は、**長野県最低賃金が適用されます**。(適用業種、適用除外業種に係る日本標準産業分類の区分は、長野労働局ホームページをご確認ください。)

複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの」には該当しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は 算入されません。

最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業・小規模事業者への支援制度として、<u>「業務改善助成金」</u>があります。 詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

長野労働局

検索 🚤

最低賃金とは・・・



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局労働基準部賃金室(電話026-223-0555)へ